



マイナンバー
PRキャラクター
マイナちゃん

マイナポイント相談会

を開催します！

▶ 当日持参するもの

- マイナンバーカード
- 利用者証明用電子証明書の暗証番号 (数字 4 桁)
- 決済サービス ID/セキュリティコード
- キャッシュレス決済サービスのカード等 (あれば)

マイナンバーカードを取得してマイナポイントを予約すると、選択したキャッシュレス決済サービスで買い物に使えるポイントが付与されます。

2万円のチャージまたは買物をすると、1人あたり上限5,000円のマイナポイントがもらえます。

▶ 相談会日程

公民館	とき
車尾	11月9日(月)
福生東	11月10日(火)
河崎	11月11日(水)
住吉	11月12日(木)
富益	11月13日(金)
義方	11月16日(月)
福生西	11月17日(火)
明道	11月18日(水)
就将	11月20日(金)
福米西	11月24日(火)
和田	11月25日(水)
崎津	11月26日(木)
加茂	11月30日(月)
福米東	12月1日(火)
大篠津	12月2日(水)

午前10時～
午後3時

公民館	とき
成実	12月3日(木)
春日	12月4日(金)
尚徳	12月7日(月)
五千石	12月8日(火)
県	12月9日(水)
啓成	12月10日(木)
夜見	12月11日(金)
大高	12月14日(月)
永江	12月15日(火)
彦名	12月16日(水)
淀江	12月17日(木)
巖	12月18日(金)
大和	12月21日(月)
宇田川	12月22日(火)

午前10時～
午後3時

▶ 手続は簡単3ステップ！

1 マイナンバーカードを取得する

スマートフォン、PC、郵便、市役所本庁舎1階マイナンバー特設ブース、マイナンバー対応の証明用写真機から申請し、後日市役所窓口で受け取ります。



受け取りには1か月程度かかるから、早めに申請してね！

2 マイナポイントを予約する

スマホアプリまたはPCから専用サイトにアクセスしてマイナンバーカードを読み取り、マイナポイントを予約します。

- ※スマートフォンは、カード読み取り対応機種に限ります。
- ※PCからのご利用にはカードリーダーが必要です。
- ※予算が上限に達し次第予約を締め切る可能性があります。

3 マイナポイントを申し込む

スマホアプリまたはPCから専用サイトにアクセスし、キャッシュレス決済サービスを選択し、マイナンバーカードを使って申し込みます。

- ※キャッシュレス決済サービスの選択は令和3年3月末まで。



☎【マイナポイントの制度について】マイナンバー総合フリーダイヤル (☎ 0120-95-0178)

平日：午前9時30分～午後8時 (土日祝は午後5時30分まで)

【マイナポイント相談会について】総合政策課 (☎ 23-5358、✉ sougouseisaku@city.yonago.lg.jp)

【マイナンバーカードの申請・受取について】市民課 (☎ 23-5144、✉ shimin@city.yonago.lg.jp)

令和3年度 個人住民税の主な税制改正

令和3年度から適用される個人住民税の主な内容についてお知らせします。
税制改正等の詳しいことは、市ホームページをご確認ください。

問合せ 市民税課市民税担当 (☎23-5114、✉shiminzei@city.yonago.lg.jp)



■未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦（寡夫）控除の見直し

すべてのひとり親家庭に対して公平な税制を実現するため見直されます。

▶「ひとり親控除」の適用

婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者（前年の合計所得金額500万円以下に限る）について、「ひとり親控除」（控除額30万円）が適用になります。

▶寡婦控除の見直し

死別で前年の合計所得金額500万円以下の方、または離別で子以外の扶養親族を持つ寡婦については、引き続き寡婦控除（控除額26万円）が適用になります。ただし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、所得制限（前年の合計所得金額500万円以下）が設けられます。

▶個人住民税の人的非課税措置の見直し

前年の合計所得金額が135万円以下の未婚のひとり親（ひとり親控除適用者）は、非課税となります。

■給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみに適用される給与所得控除および公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられます。※給与所得と年金所得の双方を有する方については、片方の控除のみ減額されます。

▶給与所得控除

- ①給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。
- ②給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円とされ、その上限額が195万円に引き下げられます。

▶公的年金等控除

- ①公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます。
- ②公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合、公的年金等控除額の上限額が195万5千円に引き下げられます。

▶基礎控除

- ①基礎控除額が10万円引き上げられます。（前年の合計所得金額2,400万円以下：控除額33万円→43万円に）
- ②前年の合計所得金額が2,400万円を超えると、その金額に応じて控除額が減少し、2,500万円を超えると、基礎控除は適用されなくなります。

▶所得金額調整控除の創設

- ①給与所得および公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、各所得金額（それぞれ10万円を限度）の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されます。
- ②給与収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合、給与収入金額（1,000万円超の場合は1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。
 - ア 本人が特別障害者に該当する場合
 - イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合
 - ウ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合

■各種控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件が変わります

扶養親族等の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられます。

扶養親族等の区分	改正前	改正後
同一生計配偶者および扶養親族	38万円以下	48万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	38万円超123万円以下	48万円超133万円以下
勤労学生	65万円以下	75万円以下

米子市 わくわくツアー

市民向け市内バスツアー「わくわくツアー」。
市内の観光スポットを巡るお得なツアーです。

参加費：¥1,000 /人

対象者：米子市民限定

定員：各ツアー 20人

申込み：11月2日(月)～16日(月)に各社へ申込み
(各社の定休日などを含む)

※当日は本人確認書類をご持参ください。

※内容について変更になる可能性があります。

※申込みはお一人様につき1ツアーまでお願いします。

※申込み多数の場合は抽選を行います。定員に満たない場合は、
申込期間を延長して受け付ける場合があります。



12月17日(木)

米子の歴史と文化探訪

古社と城下町・町家散策第2弾

9:00 市役所 ▶ 9:20～10:00 日吉神社 ▶ 10:20～10:50 賀茂神社天満宮 ▶ 11:00～11:30 粟嶋神社 ▶ 11:40～12:40 (昼食) 海王 ▶ 12:50～14:50 城下町散策 ▶ 14:55～15:45 山陰歴史館 ▶ 15:55 市役所

☎ (株)日本交通旅行社 ☎0859-22-2103 FAX 0859-22-2500 (鳥取県知事登録旅行業2-2号、管理者：田中隆)

1月15日(金)

ふる里米子探訪!

歴史・文化に触れる旅 新春企画

9:20 市役所 ▶ 9:30～9:50 賀茂神社天満宮 ▶ 10:10～10:55 稲田本店 ▶ 11:10～13:30 昼食 ▶ 13:45～14:20 お菓子の壽城 ▶ 14:30～15:30 大神山神社 ▶ 16:00 市役所

☎ 農協観光 ☎0859-33-8718 FAX 0859-33-8838 (観光庁長官登録旅行業939号、管理者：河本宣明)

1月23日(土)

米子ご当地スイーツ巡り

9:00 市役所 ▶ 10:00～11:00 中海フルーツパーク ▶ 11:15～12:00 粟嶋神社 ▶ 12:10～13:10 昼食 ▶ 13:30～14:20 お菓子の壽城 ▶ 15:00～15:45 丸京庵 ▶ 16:00 市役所

☎ (株)日本旅行 米子支店 ☎0859-32-2661 FAX 0859-22-8175 (観光庁長官登録旅行業2号、管理者：日野咲智子)

2月6日(土)

寒さを吹っ飛ばせ! 城下町タウン
ウォークとヨガ&ほっこり皆生温泉

9:30 市役所 ▶ 9:45～11:00 城下町ウォーク ▶ 11:15～12:30 ヨガ ▶ 12:30～13:30 (昼食) 東光園 ▶ 13:30～14:30 入浴 ▶ 15:00 市役所

☎ 流通(株) ☎0858-22-1211 FAX 0858-22-1214 (鳥取県知事登録旅行業2-49号、管理者：江原剛)

2月9日(火)

商都米子プチ観光と大人の工場見
学・いちご狩り

9:30 市役所 ▶ 9:45～10:45 米子市美術館 ▶ 11:00～12:30 寺町散歩と横田内膳墓碑 ▶ 12:45～13:45 (昼食) 海王 ▶ 14:00～15:00 稲田本店 ▶ 15:10～16:20 中海フルーツパーク ▶ 16:30 市役所

☎ (株)日ノ丸観光トラベル ☎0859-22-2650 FAX 0859-22-2223 (鳥取県知事登録旅行業2-29号、管理者：石賀美穂子)

2月18日(木)

大人の社会科見学 in 米子
【SDGsについて考えてみよう】

9:00 市役所 ▶ 9:15～9:55 米子水鳥公園 ▶ 10:00～11:00 中海フルーツパーク ▶ 11:10～12:10 とっとり自然環境館 ▶ 12:30～13:30 (昼食) 海王 ▶ 13:45～14:45 米子市水道局 ▶ 15:00～15:45 お菓子の壽城 ▶ 16:00 市役所

☎ (株)新日本海新聞社 ☎0857-23-7738 FAX 0857-23-7950 (観光庁長官登録旅行業1149号、管理者：山口敏男)

※掲載内容は10月12日時点のもので、今後変更になる場合があります。最新の情報は、各旅行者にお問い合わせください。